について 少しだけその仕組みなどを勉強してみませんか。固定資産税の「なぜ」や「疑問」も4月中旬に納税通知書(納付書や口座振替通知書)を発送します。届く前に、 固定資産税は お答えし 仕 ます 組 み が複雑で、 内容が分かりにくいと言わ れてい ます。

何ですか?

業用の資産のことです。償 固定資産とは 償却資産とは、 地 建 物 償 事却

したら、固定資産税はか、土地や建物を年の途中で か売

中旬に納税通知書を発送します。

平成23年 の途中で 地や建 ません)。 物を

> 課期日現在で、その固定資産を「現実 前に死亡している場合などには、 なります。 に所有して されている人が いる人」が納税義務者に 月 日(賦課期日)

人は連帯して納税義務を負いま した人の相続人のことであり、各相続 「現実に所有している人」とは、死亡

上がることもあるのですか 地価が下がっているのに、税額が

上昇したからといって、課税標準額をえが行われました。評価額が急激に価格などの7割をめどとする評価替

め、評価水準を全国一律に地価公示

てしまいました。

平成6年度に評価

0

均衡を図るた

評価水準が低かったため、

地価が下がっても課税標

準額が上昇しています。

とにより全国的にもばらつきが生じ 価格で設定していたのです。このこ

付

課

税標

「評価額」も

地価公示等

地価水準

固定資産

課税標準額

(=税負担)

がることは 地 価 が あ がっても固定資産税 ます。 が

同様に

ります 値としての「課税標準額」が必要にな の適正な価格(決定価格)とい 「評価額」と、税金を算定す 固定資産税の計算には、固定資産 る基礎数 わ れる

市町村ごとに独自に行っていました。が、平成5年度まで、宅地の評価は額」と「課税標準額」は同額なのです 本来、 固定資産税の 地の 「評価 です

毎年少

しず

つ上昇させます。したが

がっても固定資産税

が

は、ある一定水準まで課税標準額をて課税標準額が低い水準にある場合ています。そのため、評価額に対し

年少しずつ上昇させる措置がとられ基礎となる課税標準額は段階的に毎

全国一律に[7割]

評価で統一しました。

上昇中

評価額の上昇

Н9

全国で約3倍から5倍

H12

H15

H18

H21

H24

急激な上昇を抑えるため、税も急激に上昇します。納税者

な上昇を抑えるため、税の算定激に上昇します。納税者負担のに引き上げてしまうと、税負担

って、地価が下

いう現象が生じて

る

わ

地価と固定資産

評価額との間に

深刻な地域格

НЗ

H6

差がありました。

価格

賦 今年 上昇を抑える税負担に結び 「地価公示価格」に比べてかなり低 昇を抑えるために、

税額計算で用いる用語 ●課税標準額

実際の税額を計算するための基礎とな

- ●固定資産税 課税標準額×1.4%

- 平成22年度課税標準額が平成23年

という割合(%) 負担水準=平成22年度課税標準額÷平 成23年度評価額(×住宅用地特例率)×

負担水準が70%を超える 負担水準が60%~70% 負担水準が60%より下

○住宅用地の場合

引き下げ 据え置き

引き下げ

据え置き

負担水準が80%より下

る額

●負担水準

度の評価額にどのくらい到達しているか

100

負担水準と土地に対する課税標準額

○商業地などの宅地の場合

負担水準が100%を超える 負担水準が80%~100%

引き上げ

引き上げ

Q1

A 毎年 している人に対して課税され Q2 固定資産税を納める人は? 日に固定資産を所有 4 月

なくなるのですか? Q3 ら却

者が、平成23年度の納税義務者になます。平成23年1月1日現在の所有売却しても、固定資産税は課税され ます(月割や日割はあり

Q5 あるのですか? に、評価額が下がら家屋は年々老朽化-ら らなして 1111 こ < との

がらないことはあり A 家屋が老朽化しても、 ます。 評価額が下

に、家屋建築後の年数の経過によっとした場合に必要とされる建築費 められます を表した経年減点補正率を乗じて求 て生ずる損耗の状況による減価など 点においてその場所に新築す った家屋と同一のもの 家屋の評価額は、評価の対象 を、 評価 るも 0 の時

落して 額に 建築資材価格などが下落傾向を示ていた上昇傾向が沈静化し、以後は 比較的建築年次の新しい家屋につ してい を超える場合は、通常、 は、評価替えごとにその価額 ただし、その価額が前年度の 据え置きます。 ます。このようなこと 成5年ごろからそ います 。家屋の建築費 。家屋の建築費 から、 が

あ 下落を加味 は、過去に建築費 、以前から据え置かれている価 評価額が据え置か 回るまでには至らず、 方、建築年次 近年 した評価額であ の建築資材価格など の古い家屋につ 0 れて 上昇 評価額 が続く たこと って

土地で、最大でも住宅の

床面積

る

Q6 上がることもありる家を壊したら、固っ を壊したら、固定資産税が ます か

ります。 なくなった場合、固定資産税が上が A 特例の適用 (減額措置)が該当し

れます。 が適用されて固定資産税が減額さ 一定の要件を満たす 「住宅用 地の課税標準の特例 住宅がある

り、 例の適用(減額措置)が該当しなくな の用途を変更したり 結果として固定資産税が上が 住宅を解体 すると、その特 たり、 住宅 n

ものがあります 住宅用地の課税標準の特例には次

0 ●住宅が建って 適用されます。 って、 の住宅用地」に分けて特例措 「小規模住宅用 いる土 地の て特例措置が地」と「そのか 面 積に が 他

6分の1になります。 額の基礎数値となる課税標準額が 地を「小規模住宅用地」と 200平方メ モ用地」といい、税・ル以下の住宅用

住宅の敷地として使用されて 住宅用地の軽減範囲となるのは、 標準額が3 小規模住宅用地以 他の住宅用地」と 1になり 外の 住宅用 課税 地を

住宅用地の

課税標準の特例

300㎡の土地に一戸建ての住宅があり、固定

資産税が60,00円(家屋40,000円、土地

20,000円)かかっていた場合、この家屋を解体

すると家屋の40.00円は無くなりますが、土地

については特例措置の適用が無くなります。家屋が

あった場合の土地20,00円の内訳は次の通り

Q7 はできるのですか? 固定資産の評価額を見ること

A できます。

ります。 評価額を確認できる縦覧制度が が、縦覧帳簿で自己の土地や家屋頼確保などのため、納税者の皆さ 固定資産税に対する納税者 0 あのん信

事前に問い合わせください。ができる書類などが必要です 日および祝日は除きます。本人確認 ら午後5時までです。なお、土・日曜 月2日までで、時間は午前8時半 今年の縦覧期間 日 ので、 ら か 5

●小規模住宅用地(200㎡分)

●その他の住宅用地(100㎡分) 30,000円×1/3=10,000円

60,000円×1/6=10,000円

合計 20,000円

※家屋を解体した場合、1/6や1/3の特例措置 の適用が無くなり、60,000円+30,000 円 = 90,000円の固定資産税がかかることにな

固定資産税の減額措

がリアフリー改物ではいるが 改修に伴う減額措

減額措置

省エネ改修(熱損失防止工事) 伴う減額措置 置 に

●長期優良住宅における固定資産税

の減額措置

期間が工事完了後3カ月以内などの件に該当すれば、固定資産税の減税のに該当すれば、固定資産税の減税のが、関策の工事または新築して、要 条件がありますので、 詳しく たし、自事性税の減税 は問

合わせくださ 市税務課資産税係

問い合わせ

ります。

です。